

事業主の方へ

障害者雇用を促進するための制度

本パンフレットは、障害のある方々が、自立し社会参加するために重要な柱となる雇用・就労に関する各種支援制度や支援機関などについてまとめた企業向けの冊子です。(宮城県障害者雇用アシスト事業事務局)

障害者雇用アシスト事業(北エリア)事務局(宮城県委託事業)

受託者 株式会社チャレンジドジャパン

〒980-0014 仙台市青葉区本町2-3-10 仙台北町ビル2F

TEL : 022-748-6250 FAX : 022-748-6251

障害者雇用の必要性をしる

Q なぜ障害者を雇用する必要があるのですか？

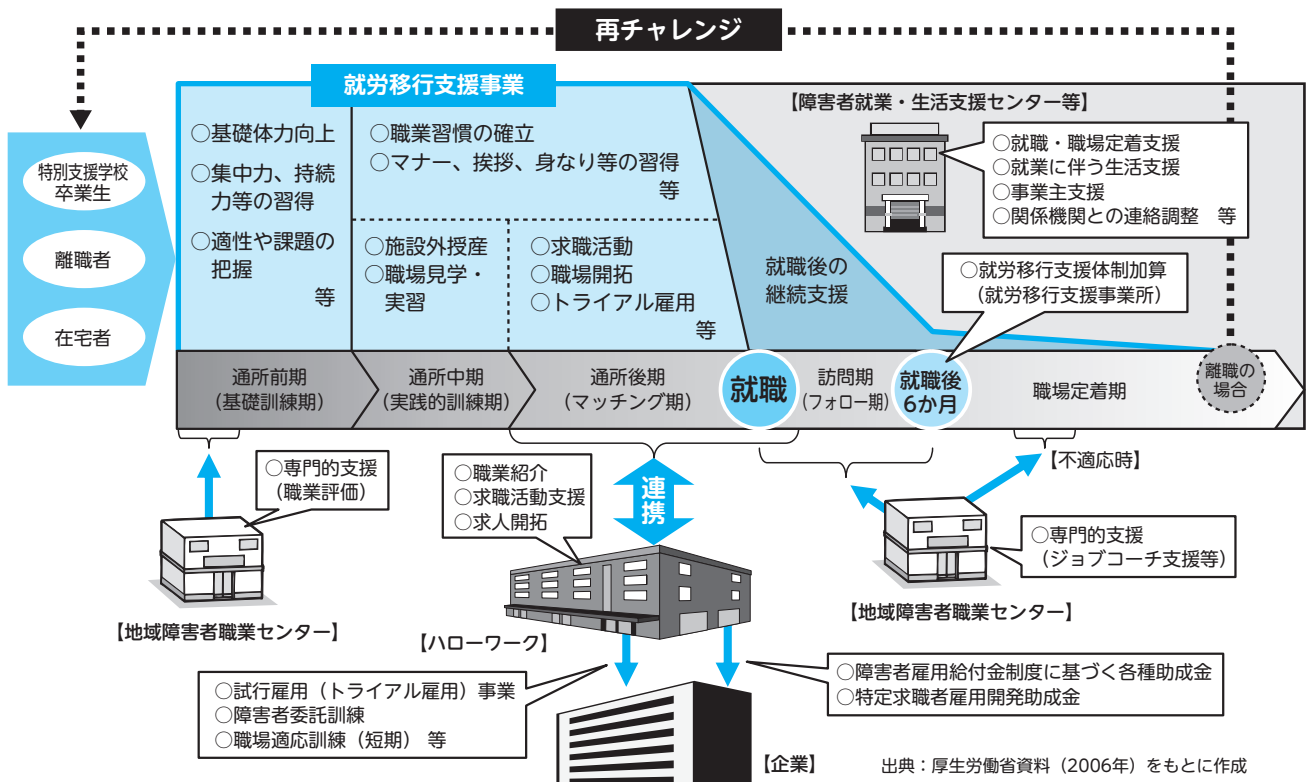
A 「働くこと」は、障害者の自立に不可欠な要素

従来は、障害者は福祉の対象であり、「障害者の就労」もその一環として位置づけられていました。もちろん、障害者の生活を支えるには福祉施策は必要です。しかし、「働くこと」は、一人の人間として自立し、社会参加を進めていくための基本的生活の一部です。福祉的な就労だけでなく一般企業での就労の場を広げることが求められています。

障害者雇用は企業の責務

障害者の雇用は、企業の責務として「障害者雇用促進法」に規定されています。法令遵守は最低限の企業の社会的責任（CSR）といえ、「義務」として障害者雇用に取り組むだけでなく、積極的に戦力として活用する企業が増えてきています。障害者も含め、誰もが働くことができ、活躍できる組織をつくることは、結果として会社の利益につながるからです。障害者には何かしらの制限があります。だからこそ、その方たちが働き続けられる組織というのは、子育て中の方や、家族の介護が必要な方といった何かしらの制約がある人も無理なく働くことができる組織といえます。今後は少子高齢化がますます進んでいく時代です。企業の社会的責任（CSR）としてだけでなく、企業経営を続けるための戦略の一つとして、障害者雇用を進める企業は今後ますます増えていくと考えられます。

就労移行支援事業と労働施策の連携



障害の分類と手帳等

● 身体障害者手帳

対象 身体（視覚、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓）に永続する障害がある方、指定の難病の方

● 療育手帳

対象 知的な発達の遅れにより、日常生活に支障があるために何らかの支援を必要とする方

● 精神障害者保健福祉手帳

対象 精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方、高次脳機能障害、発達障害の方

障害者雇用に関する法制度

障害者雇用率制度

従業員50人以上の事業主は、従業員の2.0%に相当する数以上の障害者(※)を雇用しなければなりません。

※障害者雇用率制度の算定対象となる障害者は、原則として身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ人に限ります。

障害者雇用納付金制度

常時雇用している障害者の数が雇用義務数を下回っている事業主（従業員100人超※）は、不足する人数に応じて障害者雇用納付金を納める必要があります。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

従業員100人超の
事業主

○障害者雇用納付金（法定雇用率未達成事業主）

不足1人につき 月額50,000円（※）納付

※従業員100人超200人以下の事業主は、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで月額40,000円

○障害者雇用調整金（法定雇用率達成事業主）

超過1人につき月額27,000円支給

従業員100人以下の
事業主

○報奨金（一定水準を超えて障害者を雇用する事業主）

超過1人につき月額21,000円支給

事業主に対しての助成を確認する

面接である程度の情報を得ることができますが、それがすべてではありません。

実際に仕事を始めてからはじめて気がつくこと、どうすればいいのかわからないことがでてくるでしょう。障害者が長く働けることができる会社にするために、障害者雇用を支援する制度があります。これらの制度を利用して、障害者の雇用環境の改善を目指しましょう。

①障害者のための助成金（問い合わせ先：ハローワーク）

トライアル雇用助成金	障害者トライアルコース	障害者を雇い入れたことがないと、いざ雇い入れようとしても、どんな仕事をしてもらえばいいのか、どんなことに配慮すればいいのか、雇用管理はどうすればいいのかわからないために積極的に取り組むことができない会社もあるでしょう。これらのためらいや不安を取り除くために、障害者を短期の試行雇用の形で受け入れる制度です。
特定求職者雇用開発助成金	特定就職困難者コース	ハローワーク等の紹介により障害者を、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対し、一定期間賃金の一部が支給されます。
	障害者初回雇用コース	障害者雇用の経験がない中小企業で、初めて障害者（雇用率の対象者）を雇用することによって、法定雇用率を達成した場合に120万円が支給されます。

②障害者雇用納付金制度に基づく助成金（問い合わせ先：高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部）

障害者作業施設設置等助成金	障害者が作業しやすいような施設設備（スロープや特殊設備など）を設置した場合、その費用の一部を助成
障害者介助等助成金	職場において障害者の支援を行う人（手話通訳者など）を雇入れた場合などに、その費用の一部を助成

③職場支援員（ジョブコーチ）、職場定着・職場復帰に関する助成金

（問い合わせ先：宮城労働局）

障害者雇用安定助成金	障害者職場適応援助コース	企業在籍型職場適応援助者を配置する事業主に対して助成するものであり、障害者の職場適応・定着を図ることを目的としています。
	障害者職場定着支援コース	障害者を雇い入れるとともに、その業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する事業主に対して助成するもので、障害者の雇用を促進するとともに、職場定着を図ることを目的としています。また、事故や難病の発症等による中途障害などで、長期の休職を余儀なくされた労働者に対して、職場復帰のために必要な措置をとった事業主に対して助成するもので、中途障害者などの雇用継続の促進を目的とした助成もあります。

④税制上の優遇措置（問い合わせ先：ハローワーク）

事業所税の軽減措置 など

※助成金の詳細につきましては厚生労働省ホームページをご覧ください

障害者雇用に対する各種支援をしる

障害者雇用を進めるに当たっては、さまざまな支援機関や制度をご利用いただけます。

障害者雇用は初めてなので、何から始めたらよいか相談したい

まずは、事業所を管轄する**ハローワーク**へご相談ください。ご利用いただける支援制度の案内や、必要に応じて専門機関の紹介をしています。

障害のある人をどのような職務に従事させたらよいか知りたい

障害者雇用に取り組む事業所の好事例を紹介している障害者雇用リファレンスサービスや各種マニュアルをウェブ上でご覧いただけます。**宮城障害者職業センター**では職務の切り出しのご相談にも応じています。

障害者雇用事例リファレンスサービス
<http://www.ref.jeed.or.jp/>

障害のある人を募集したい

- ・就職を希望している障害者の多くは、**ハローワーク**で情報収集をしています。企業と求職者が一堂に会する就職面接会やミニ面接会も開催されています。
- ・民間の就労移行支援施設に、職業訓練を受けている障害者の相談をすることができます。

いきなり障害のある人を雇うのは不安なのですが…

地域の**就業・生活支援センター**や**就労移行支援事業所**を通して、実習や見学などの受け入れをすることが可能です。特別支援学校からの実習を受け入れている例もあります。

障害のある人を雇用した場合に活用できる助成制度はありますか

- ・障害者雇用への不安を解消するために、まずは短期の試用雇用（トライアル雇用）の形で受け入れる障害者トライアル雇用事業（障害者トライアル雇用助成金）が利用可能です。
- ・障害のある人を雇い入れた後も、必要に応じてハローワークや障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所の担当者が職場を訪れ、業務に適応できるよう職場定着指導を行っています。
- ・宮城障害者職業センターでは、事業所に職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣して障害者・事業主に直接的・専門的な援助を行っています（ジョブコーチ支援事業）。

雇用に向けての準備をする

Q 募集や選考はどのように行えばよいですか？

A 募集には様々な方法があります

一般的な募集方法としては、ハローワークに求人の申込みを行うことがあげられます。時期によっては、障害者と会社の人事担当者が一同に集まる合同就職面接会やミニ面接会も開催されます。また、自社のホームページなどの求人欄に掲載する方法、民間の就職斡旋会社に登録したり、地域の就労移行支援事業所に紹介を依頼したりする方法もあります。

ハローワークの活用

ハローワークを通じた募集であれば、中途採用の障害者や転職を希望する障害者を見つけやすいです。今後、助成金措置を受けることを考えると、ハローワークを通じた採用はメリットがあります。また、新卒採用の障害者（特別支援学校、養護学校、ろう学校、盲学校など卒業）の採用についても、ハローワークを通じて行うことができます。

障害の特性を理解

選考や面接を行う際は、一般的な採用選考と同じと考えてよいでしょう。社会適応能力、職務適応能力、自己適応能力などを見ていきましょう。しかし、障害の状況を正確に確認する必要があります。運動機能に関する情報、生活機能に関する情報、業務に関する情報を確認しておきましょう。また、障害の特徴に応じたコミュニケーションを面接時にとることが大切となります。

Q 社内でのコンセンサスはどのようにしてつくればよいでしょうか？

A 次の3点がポイントです。

組織のトップの理解を得る

組織のトップに対しては法律や社会情勢の変化、障害者雇用は企業の社会的責任（CSR）であることを強調するとともに、助成金やさまざまな支援制度の存在も伝えましょう。組織のトップの障害者雇用に対する前向きな姿勢と理解が得られれば、障害者雇用は大きく進みます。

ハローワーク等に相談する

組織のトップの理解を得た後は、早い段階で所轄のハローワークなどに相談すると良いでしょう。すでに障害者を雇用している先行企業の情報を知ることができます。

現場への情報提供、普及啓発

現場に対しては、より具体的な情報提供が必要です。先行企業の情報を伝えたり、社内報や映画、DVD、講習会、セミナーなど障害者雇用のための啓発活動を推進することも有効でしょう。また、都道府県労働局などが開催する研修会や講習会などに参加してみるのも効果的です。

一度雇った社員が長く働くために

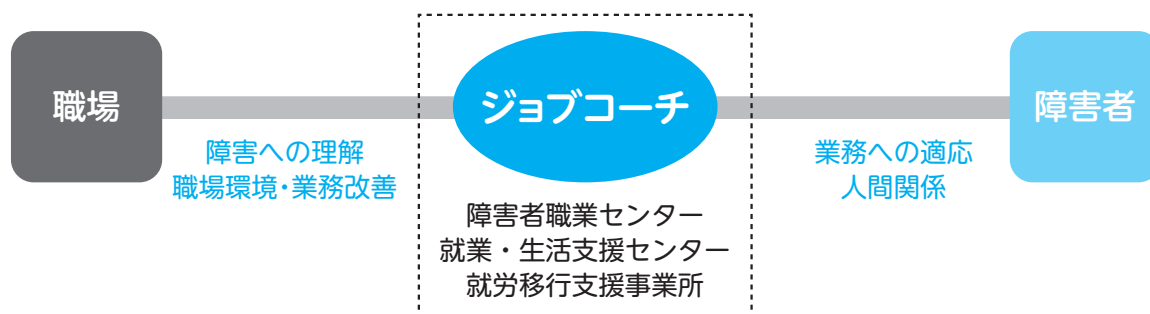
●ジョブコーチの活用

見学や実習、面接やトライアル雇用をへて会社が障害者の雇入れを行う前、雇い入れたとき、職場環境の変化などにより何か問題が生じたときなど、障害者が働きやすい環境になるように支援が必要です。

障害者に対しては、作業能率を上げたり、作業のミスを減らすことで仕事に適應するための支援を行ったり、人間関係や会社でのコミュニケーションを改善するための支援を行います。

ジョブコーチによる支援を通じて適切な支援方法を会社に伝えることにより、会社の支援体制の整備を促し、障害者の職場定着を図ることを目的としています。

会社に対しては、障害について正しく理解し、働きやすいよう配慮するための助言や、仕事の内容や指導方法を改善するための助言や提案を行っています。また、家族に対しても、障害者が働き続けることができるよう生活を支えるための助言を行います。



各種問い合わせ先

ハローワーク

- ※専門相談員のご利用時間は 8:30-17:15（土・日・祝・年末年始を除く）です。
- ※仙台、大和、石巻、塩釜、古川、大河原、白石、築館、迫、気仙沼にございます。
- ※詳細は、宮城労働局ホームページをご覧ください。

(URL) <http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

労働局

名称	連絡先	担当区域
宮城労働局 職業安定部職業対策課	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎2階 TEL 022-299-8062	宮城県全域

(独法) 高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部

名称	連絡先	担当区域
宮城障害者職業センター	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4-6-1 TEL 022-257-5601	宮城県全域
高齢・障害者業務課	〒980-0021 仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ13階 TEL 022-713-6121	宮城県全域

障害者就業・生活支援センター等

名称	連絡先	担当区域
仙台市障害者就労支援センター	〒981-3133 仙台市泉区中央2-1-1 泉区役所東庁舎5階 TEL 022-772-5517 FAX 022-772-5519	仙台市内
社会福祉法人石巻祥心会 石巻地域就業・生活支援センター	〒986-0861 石巻市蛇田字小斎24-1 コスモス事業所内 TEL 0225-95-6424 FAX 0225-22-2363	石巻地域
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 障害者就業・生活支援センター Link(りんく)	〒989-6162 大崎市古川駅前大通1-5-18 ふるさとプラザ2階 TEL 0229-21-0266 FAX 0229-21-0272	大崎地域
社会福祉法人白石陽光園 県南障害者就業・生活支援センター コノコノ	〒989-0225 白石市東町2丁目2-33 TEL 0224-25-7303 FAX 0224-26-1153	仙南地域
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 障害者就業・生活支援センター わ〜く	〒983-0014 仙台市宮城野区高砂1丁目154-10 TEL 022-353-5505 FAX 022-353-5506	仙台圏域
社会福祉法人恵泉会 障害者就業・生活支援センター 「ゆい」	〒987-0500 登米市迫町佐沼字中江1-10-4 TEL 0220-21-1011 FAX 0220-21-1012	登米地域
障害者就業・生活支援センター 「かなえ」	〒988-0002 気仙沼市錦町1-2-1 5号棟 気仙沼市市民福祉センター「やすらぎ」内 TEL 0226-24-5162 FAX 0226-24-5169	気仙沼地域
特定非営利活動法人 栗原市障害者就労支援センター くりはら障がい者就業・生活支援センター 「あしすと」	〒987-2252 栗原市築館薬師4丁目4-17 TEL 0228-24-9188 FAX 0228-25-4020	栗原地域

宮 城 県

名称	連絡先	担当区域
宮城県経済商工観光部雇用対策課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1 宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班 TEL 022-211-2772 FAX 022-211-2769	宮城県全域
国立県営 宮城県障害者職業能力開発校	〒981-0911 仙台市青葉区台原5-15-1 TEL 022-233-3124 FAX 022-233-3125	宮城県全域